

自動車税（種別割）減免の郵送申請を希望される方へ

郵送申請の前に必ず確認の上、チェックしてください。

このチェックシートは、郵送申請の際に必要な書類とともに裏面に記載の事務所までお送りください。

ご不明な点があれば、裏面に記載の事務所まで連絡してください。

住所：

氏名：

1 必ず提出するもの

減免申請書

申請書記載例を確認し、記載してください。

（連絡先の）電話番号は昼間に繋がる電話番号を記入してください。

自動車検査証のコピー

ICタグ付きの自動車検査証をお持ちの場合は、**自動車検査証記録事項のコピーも必要です。**

障害者手帳のコピー

手帳番号・等級のページ、そのほか記入・スタンプのあるページは**全てのコピー**が必要です。

運転する方の運転免許証のコピー

両面のコピーが必要です。（裏面に記載がない場合もコピーが必要です。）

2 必要な場合のみ提出するもの（下記以外の証明書等を求める場合があります。）

自動車検査証記録事項

ICタグ付きの自動車検査証をお持ちの場合

移転登録、抹消登録後の自動車検査証（写し）等

既に減免を受けている自動車の状態（廃車等）を確認する必要がある場合

扶養関係が証明できる書類（健康保険証、源泉徴収票、確定申告書等）

障害者の方と障害者と生計を一にする方が別居している場合

住民票（続柄の入ったもの）等（交付後3ヶ月以内のもの）

続柄の確認が必要な場合

身体障害者手帳、運転免許証等の住所が実際（住民票等）の住所と違う場合

入所（園）証明書及び扶養関係が確認できる書類（健康保険証、源泉徴収票、確定申告書等）

障害者の方が社会福祉施設に入所（園）している場合

在学証明書又は学生証

障害の程度が重度（1、2級又はA）以外の障害の方で年齢が18歳以上の学生

（専門学校等は除く）である場合

「喉頭摘出による」旨の証明書（福祉事務所等で交付されます。）

音声機能障害の方で、身体障害者手帳等に「喉頭摘出による」と記載がない場合

精神障害の方の場合、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証（有効期限内のものに限る。）

裏面もご覧ください。

3 誓約事項（内容をご確認の上、チェックしてください。）

- 減免申請した自動車は、専ら（7割以上）障害者の移動手段として使用すること。
（申請時に障害者の方が入院している場合は、減免の対象外となります。退院後に減免申請してください。）
- 減免申請内容の変更の有無について自動車税管理事務所から照会があったときは、現況を正しく回答すること。
また、使用実態調査等が実施されたときは、積極的に協力すること。
- 減免の要件を満たさなくなったときは、その旨を直ちに自動車税管理事務所長に届け出ること。
この場合、減免を取り消されても異議を申し立てずに、適正に納税すること。

4 注意事項（内容をご確認の上、チェックしてください。）

- 申請期限は、令和5年5月31日消印有効です。
6月以降も申請は可能ですが、減免申請月に応じて差額分の納付が必要となります。
- 書類不備等の事情により事務所から連絡することがありますが、2週間を目途に連絡がつかない場合、不承認となります。
- 減免申請後、障害者手帳にスタンプの押印が必要ですので、申請先の府税事務所に手帳をお持ちの上来所してください。

5 お問い合わせ先

お住まい（所在地）の市区町村等	担当事務所	電話番号
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府府税事務所	075-692-1320
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	山城広域振興局税務課	0774-23-5400
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南府税出張所	0774-72-0231
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹広域振興局税務課	0771-22-0330
舞鶴市	中丹広域振興局税務課	0773-62-2502
福知山市、綾部市	中丹西府税出張所	0773-22-3904
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹後広域振興局税務課	0772-62-4303
購入時に自動車税（環境性能割）が課税される自動車※	自動車税管理事務所	075-672-6155

※購入時に自動車税（環境性能割）が課税されるものは、郵送受付の対象外です。